月寒東２－１地区に関連する都市計画の変更

１　位置

２　都市計画の変更の内容

・用途地域の変更

第二種住居地域(200/60) ⇒ 第一種住居地域(200/60)、準住居地域(300/60)

・高度地区の変更

３３ｍ高度地区 ⇒ ４５ｍ高度地区（容積率を 300%へ変更する区域に限る）

・防火地域及び準防火地域の変更

指定無し ⇒ 準防火地域（容積率を 300%へ変更する区域に限る）

３ 当該地の経緯

・平成８年の用途地域等の全市見直しの際、防衛庁の通信施設という公共的な土地利用を支えるため、第二種住居地域を指定。

・今般、当該地の通信施設を廃止し、土地の売却等を検討している。

・これに伴い、現在の公共的な土地利用を前提とした都市計画の必要性がなくなったことから、周辺環境との整合性を図るため、用途地域等の変更を行う。

４ 変更の理由

・国有地の売却に伴い、公共的な土地利用を前提とした用途地域から一般的な市街地のルールに沿った用途地域へ変更することにより、周辺と調和のとれた市街地へと誘導を図るため。